

【表紙】

【発行登録番号】 27 - 関東38

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月24日

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大道良夫

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(524)2141 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 下村哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 高田久幸

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成27年4月1日)から2年を経過する日(平成29年3月31日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 30,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)
株式会社滋賀銀行東京支店
(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注)東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

一般運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第127期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月10日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第128期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第128期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月21日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第128期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月6日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成27年3月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成27年3月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成27年3月5日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を平成27年3月6日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日(平成27年3月24日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録書提出日(平成27年3月24日)現在においても変更の必要はないと判断しております。新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社滋賀銀行本店

(滋賀県大津市浜町1番38号)

株式会社滋賀銀行京都支店

(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行東京支店

(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし